

平成 27 年 11 月

## お客様の非公開情報の管理方針

ウェルズ・ファール証券株式会社

当社は、業務の円滑な遂行・効率化を図るため、法人のお客様の非公開情報（以下に定義します。）を一定のグループ会社との間で授受・共有することがあります。情報の授受・共有にあたりましては、お客様にオプトアウト（あらかじめお客様に非公開情報を共有する旨を通知した上で、一定の期間内に共有に関しお客様から不同意の表明を受けた場合は、共有を行わないこととすることをいいます。）の機会を、オプトアウトに係る通知書（添付別紙をご参照下さい。）および同通知書が参照する「お客様の非公開情報の管理方針」（以下、「本方針」といいます。）により、通知いたします。オプトアウトする権利についてのご案内の後、1か月の期間内にオプトアウトの権利行使のお申し出がない場合は、お客様の非公開情報をグループ会社と共有させていただくことがあります。ただし、かかる期限が過ぎましても、お客様は、いつでもオプトアウトに係る通知書と本方針に概要を記載するプロセスにより、オプトアウトをお申し出いただけます。

### 1. 一定のグループ会社間で授受いたしますお客様の非公開情報の範囲

金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第12に定めるお客様の非公開情報で、主としてお客様の金融商品取引に関する以下の情報をいいます。

非公開情報一発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であってお客様の投資判断（金融商品取引法第2条第8項第11号ロに規定する投資判断をいう。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己（第一種金融商品取引業に従事する者のうち、有価証券関連業を行うもの）若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得たお客様の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

### 2. お客様の非公開情報を授受するグループ会社の範囲

お客様の非公開情報を授受し共有することとなるグループ会社は、銀行業又は金融商品取引業を営む以下の会社をいいます。

### 3. お客様の非公開情報の利用目的

お客様の非公開情報は、提供先のグループ会社におきまして、以下の目的で利用させていただきます。

- ① お客様に金融商品・金融サービスの勧誘・販売及び案内を行うため
- ② お客様に貸金業務の勧誘あるいは案内を行うため
- ③ 当社及びグループ会社の取扱う金融商品・金融サービス及び貸金業務の勧誘・販売及び案内を行うため
- ④ 適合性の原則等に照らし、金融商品・金融サービス及び貸金業務の提供の妥当性を判断するため
- ⑤ お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため
- ⑥ お客様に対し、取引結果、預かり残高などの報告を行うため
- ⑦ お客様とのお取引に関する事務を行うため
- ⑧ 法令等並びに規制機関が規定する書面及び帳簿等作成のため
- ⑨ お客様とのお取引にかかる契約の法律等に基づく行為を遂行するため
- ⑩ 当社及びグループ会社によるお客様とのお取引にかかるリスク管理を行うため
- ⑪ 当社及びグループ会社による市場調査並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・金融サービス及び貸金業務の研究及び開発のため
- ⑫ 当社及びグループ会社による電子メールあるいはダイレクトメールの発送等による金融商品やサービス及び貸金業務に関する各種提案をお客様に行うため
- ⑬ 当社及びグループ会社による新商品・新サービスをお客様に案内するため
- ⑭ 日本及び海外の規制当局及びそれらに準ずる機関からの命令等により提供するため
- ⑮ 日本及び海外の規制当局及びそれに準ずる機関の法令・諸規則の遵守状況の調査のため
- ⑯ 他の事業主等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑰ その他お客様との取引を適切、円滑に遂行するため
- ⑱ コンピューター・システムの保守及び管理のため
- ⑲ グループ会社の業務を統括して行うため
- ⑳ 災害時等における業務継続体制をグループ会社間で補完するため

### 4. お客様の非公開情報の授受の方法

当社は、お客様の非公開情報を当社あるいはグループ会社と授受・共有することとなりますが、その場合には、それぞれの会社の各業務の責任者がお客様の非公開情報を監督・管理し、その監督・管理の下で、非公開情報の授受を行います。

### 5. お客様の非公開情報の管理方法

当社は、お客様の非公開情報を以下の方法により管理いたします。

- ① 当社は、お客様の非公開情報へのアクセスおよびその利用は業務遂行上の必要性

のある役職員に限定されるべきという原則（Need-to-know の原則）を役職員に義務付け、この旨を研修により徹底します。

- ② 当社では、社内規程に基づいて利益相反を特定し、利益相反が特定された場合には、営業部門から独立して設置される利益相反管理統括者が、関連する部署の間でのチャイニーズ・ウォール等により情報の遮断を行うなど、規制に沿って非公開情報が管理されるよう、指導いたします。
- ③ 当社は、提供先のグループ会社においても、同様の管理方法が採ることを求めます。

#### 6. お客様がオプトアウトの権利を行使することにより共有を停止した場合の非公開情報の管理方法

- ① お客様からオプトアウトの権利行使のご通知をいただいた場合は、お客様のお名前と、通知を受けた日付け、通知の内容をグループ会社に連絡して、お客様の方の非公開情報の共有を停止いたします。なお、利益相反取引管理のため必要とされる場合においては、チャイニーズ・ウォールにより情報を遮断して利益相反取引管理を行う部門から他部門に漏洩しないよう法令を遵守し適切に管理いたします。
- ② 既に共有していますお客様の非公開情報は、担当部署の責任者が一括して管理いたします。

#### 7. 本方針およびオプトアウトに係る通知書をご覧になり、お客様がオプトアウトの権利を行使することを希望される場合には、オプトアウトに係る通知書に記載の連絡先までご連絡下さいますようお願いいたします。

(令和4年6月改訂)

## 添付別紙 オプトアウトに係る通知書

お客様各位

ウェルズ・ファースト証券株式会社

### お客様の非公開情報の授受に係るオプトアウト通知書

当社は、金融商品取引法及び金融商品取引業者等に関する内閣府令（以下、「業府令」といいます。）に定められた範囲で、お客様の非公開情報をウェルズ・ファーストのグループ会社との間で授受・共有し、お客様との円滑な連絡のため、お取引の履行のため、新しい金融商品に係るサービス提供のため、新しい案件の発掘のため、あるいは新商品開発のため等、お客様により良いサービスを提供する目的で利用させていただくことがあります。

お客様の非公開情報をグループ会社と授受するにあたり、当社は、お客様情報の管理に関する規程並びに利益相反の管理に関する規程を定め、お客様の非公開情報を適正に管理する態勢を整えています。すなわち、授受する情報の範囲、グループ会社の範囲、情報の管理方法、授受を停止した場合の情報の管理方法等について明確に定め、お客様の利益が不当に損なわれないための態勢を整えています。規程の概要は、「お客様の非公開情報の管理方針」として、お客様に閲覧いただけますように当社の入口に備え付けてあります。また、下記連絡先又は営業担当者にお申し付けいただければ別途送付いたします。

お客様の非公開情報を当社が当社のグループ会社との間で授受・共有することについて、お客様が同意されない場合（オプトアウトを行使する場合は、この通知書を受領後一か月以内に、オプトアウトを行使する旨、営業担当者又は下記連絡先までお知らせください。一か月以内にご連絡のない場合は、業府令の定めに従い、ウェルズ・ファースト・グループ会社とお客様の非公開情報を共有させていただくことがあります。

また、期限を過ぎましても、いつでも、お客様は、オプトアウトをお申し出いただけます。上記期限を過ぎた後にお客様がオプトアウトを行使された場合は、その時点でグループ会社とお客様の非公開情報の共有を停止します。オプトアウトを行使された後、いつでも撤回していただくことができます。

この通知に関するお問合せ先は、次のとおりです。

連絡先：ウェルズ・ファースト証券株式会社 コンプライアンス部

郵便番号 100-0005

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

丸の内トラストタワー本館24階

電話番号 03-6870-7500